

## 安来市土木工事における週休2日工事实施要領

令和5年10月13日

訓令第12号

(目的)

第1条 この訓令は、地域建設業において労働環境の改善を図るために週休2日に取り組む土木工事（以下「週休2日工事」という。）の実施に当たり必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 対象期間 工事着手日（現場事務所等の設置又は測量の開始）から工事完成日までの期間をいう。ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間その他発注者が週休2日の対象外とする期間は含まない。

(2) 現場閉所 巡回パトロールや保守点検等、監督職員が必要と認めた現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。この場合において、現場事務所、会社等で当該工事に関連する事務作業のみを行う場合は、現場閉所とならない。

(3) 月単位の週休2日 対象期間において、全ての月で週休2日相当の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(4) 月単位4週8休以上 対象期間において、全ての月で現場閉所率又は技術者及び技能労働者の休日率（従事日数（技術者及び技能労働者ごとの従事期間のうち、対象期間に含まない期間を除いた日数とする。この場合において、技術者及び技能労働者ごとの従事期間は、施工体制台帳に記載された工期を基本とするが、従事期間中に該当現場に従事しない期間が連続して1月以上生じる場合はその期間を従事期間から除外するものとし、その他疑義が生じた場合は受発注者協議により、従事期間を確認し決定するものとする。）に対する休日日数の割合の平均値をいう。以下同じ。）が28.5%（8日/28日）以上の場合をいう。

ただし、週休2日工事において、暦上の土曜日及び日曜日の閉所では28.5%に満たない月であって、その月の土曜日及び日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合は、月単位4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

(5) 通期4週8休以上 現場閉所率又は技術者及び技能労働者の休日率が28.5%（8日/28日）以上の場合をいう。

(6) 発注者指定型 発注者が、発注時から受注者に対して週休2日の確保に取り組むことを指定する発注方式をいう。

(7) 受注者希望型 受注者が、工事着手前に発注者と協議し、月単位の週休2日の確保に取り組むか否かを選択する発注方式をいう。

(対象工事)

第3条 週休2日工事は、市が発注する営繕工事以外の工事を対象とする。ただし、発注者が対象期間内での現場施工期間を7日未満で想定している工事は、対象外とする。

(発注方式)

第4条 週休2日工事の発注方式は、発注者指定型を原則とする。ただし、次に掲げる工事は、受注者希望型とする。

(1) 災害復旧工事

(2) 社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事

(3) 道路及び河川維持管理業務（一括発注方式）等の履行期限があらかじめ決められているもの

(実施方法)

第5条 発注者は、設計図書に別に定める「安来市土木工事における週休2日工事特記仕様書」を添付し、一般競争入札においては入札公告文の表紙に、指名競争入札においては仕様書の表紙の記事欄に、「週休2日工事（発注者指定型）」又は「週休2日工事（受注者希望型）」である旨を明記するものとする。

2 受注者は、発注者指定型においては、週休2日工事を確保できる工期を受発注者間で共有した後、速やかに「休日取得計画表（島根版）」等により取得計画を監督職員へ提出するものとする。

3 受注者は、受注者希望型においては、契約後、施工計画書の提出時に、「週休2日工事」の実施希望の有無を週休2日工事（受注者希望型）実施希望報告書（様式第1号）により発注者に報告するものとする。

4 発注者が対象期間内での現場施工期間を7日未満で想定し、契約時に対象外としていた工事について、現場施工期間が7日以上必要なことが判明した場合は、受発注者間の協議により週休2日工事とすることが妥当と判断されれば、その対象とすることができる。この場合において、その実施方法は受注者希望型に準ずる。

5 その他実施に当たっては、「安来市土木工事における週休2日工事特記仕様書」により行うものとする。

（工事費の積算及び設計変更）

第6条 発注者は、発注者指定型においては、それぞれの経費に別表の現場閉所月単位4週8休以上の補正係数を乗じた予定価格で発注するものとする。ただし、現場閉所月単位4週8休以上が確保できなかった場合は別表の現場閉所通期4週8休以上の補正係数に設計変更するものとし、現場閉所通期4週8休以上が確保できなかった場合は補正なしとして設計変更するものとする。

2 発注者は、受注者希望型においては、週休2日の取組に際して、対象期間中の現場の閉所又は休日状況に応じて、それぞれの経費に別表の補正係数を乗じて設計変更するものとする。

（履行証明書）

第7条 発注者は、第5条に定められた実施方法により週休2日に取り組み、通期4週8休以上の現場閉所又は休日を確認でき、かつ、竣工検査に合格した工事について、受注者から週休2日工事履行証明書（様式第2号）が提出された場合、記載内容を確認の上、週休2日工事の履行を証明するものとする。

（提出書類の虚偽）

第8条 発注者は、受注者より提出された休日等取得実績表又は休日取得状況表に、虚偽の記載が工事中あるいは工事完了後に判明した場合、建設業法（昭和24年法律第100号）等に基づき、不誠実な行為として取り扱う。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

(適用)

- 2 この訓令は、施行日以後に発注する工事から適用する。

別表（第6条関係）

補正係数

現場閉所	労務費	機械経数 (賃料)	共通仮設費率	現場管理費率
1 月単位4週8休以上	1.04	1.02	1.03	1.05
2 通期4週8休以上	1.02	1.02	1.02	1.03

備考 市場単価方式及び土木工事標準単価による積算に当たっては、別に定める補正係数を乗じるものとする。

## 市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数	
		現場閉所	
		通期	月単位
鉄筋工(太径鉄筋含む)		1.02	1.04
鉄筋工(ガス圧接工)		1.02	1.03
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工(横断、転落防止柵)	設置	1.02	1.04
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工(落石防護柵)		1.01	1.01
防護柵設置工(落石防止網)		1.01	1.02
法面工		1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.03
木材チップ植生基材吹付工		1.01	1.02
道路植栽工	植樹	1.02	1.04
	剪定	1.02	1.04
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.04
薄層カラー舗装工		1.00	1.01
道路標識設置工	設置	1.00	1.01
	撤去・移設	1.02	1.03
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04
公園植栽工		1.02	1.04
軟弱地盤処理工		1.01	1.02
橋面防水工		1.01	1.01
グルーピング工		1.00	1.01
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.02	1.03
コンクリート表面処理工(ウォータージェット工)		1.01	1.01
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02
砂基礎工	人力施工	1.02	1.04
砂基礎工	機械施工	1.02	1.04
碎石基礎工	人力施工	1.02	1.04
碎石基礎工	機械施工	1.02	1.04
組立マンホール設置工		1.02	1.03
小型マンホール工		1.00	1.01
取付管およびます設置工	ます設置工	1.00	1.01
取付管およびます設置工	取付管布設及び支管取付工	1.01	1.02

※「木材チップ現地破砕工」、「大型ブロック工」については、「建設工事積算基準第15編(単価)」による。

## 土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数	
		現場閉所	
		通期	月単位
区画線工		1.02	1.04
高視認性区画線工		1.02	1.04
橋梁塗装工		1.01	1.03
構造物とりこわし工	機械	1.02	1.03
	人力	1.02	1.04
コンクリートブロック積工		1.02	1.04
排水構造物工		1.02	1.04
鋼製排水溝設置工		1.02	1.04
表面被覆工(コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.02
表面含浸工	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
剥落防止工(アラミドメッシュ)	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
防草シート設置工		1.01	1.03
紫外線硬化型FRPシート設置工(ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.04
バキュームブラスト工		1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
仮設防護柵設置工(仮設ガードレール)		1.02	1.04
機械式継手工		1.02	1.04
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.02	1.03
ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01
FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00
侵食防止用植生マット工(養生マット工)		1.02	1.04
支承金属溶射工		1.02	1.04
耐圧ポリエチレンリブ管(ハウエル管)設置工		1.02	1.03

※「ペイント式(手動)」については、「建設工事積算基準第15編(単価)」による。